

講師の紹介

森田明（もりたあきら） 弁護士（神奈川県弁護士会所属）

「住基ネットに『不参加』を!横浜市民の会」共同代表、情報公開クリアリングハウス理事長等を歴任、その後 2011 年 10 月から 2014 年 9 月まで内閣府情報公開・個人情報保護審査会常勤委員。

現在、日弁連情報問題対策委員会委員、神奈川県・逗子市・葉山町・神奈川県後期高齢者医療広域連合の個人情報保護に関する審議会等の委員。

主な略語

「個人情報保護法」「個情法」←個人情報の保護に関する法律

「行政機関個人情報保護法」「行個法」←行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

「改正法」←2021 年改正個人情報保護法

「個情委」←個人情報保護委員会

「最終報告」←内閣官房個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースの「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」

「規律の考え方」←個情委の「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方」

資料 1 「個人情報保護制度見直しの全体像」（抄） 個情委ウェブサイトより

資料 2 「規律の考え方」 個情委ウェブサイトより

資料 3 「最終報告」「改正法条文」「附帯決議」（いずれも抄）

第 1 個人情報保護法の 2021 年改正に至る経緯

1 個人情報保護法制のあゆみ

1970 年代半ば以降 地方自治体(国立市などの市・町)で個人情報保護条例制定

1980 年 9 月 OECD（経済協力開発機構）理事会勧告の 8 原則

1988 年 12 月 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（旧行政機関個人情報保護法→旧行個法）成立

→条例にはあった「審議会」を置かない、権利保障不十分など問題多い

1989 年 3 月 神奈川県個人情報保護条例制定（都道府県で初）

→旧行個法よりはまし、条例の標準に 都道府県レベルでも制定進む

- 1999年8月 改正住民基本台帳法成立、住基ネットの導入へ
→附則で個人情報保護法制の整備が求められる
- 2003年5月 個人情報保護関連5法（個情法、改正行個法など）成立
- 2005年4月 個人情報保護法全面施行
- 2013年5月 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法、マイナンバー法）成立
- 2015年9月 個人情報保護法改正
→個人情報保護委員会が監督機関に、附則で「施行後3年ごと見直し」
目的規定で個人情報の利活用を強調、匿名加工情報の導入
- 2016年～ 官民データ活用推進基本法等、ビッグデータの活用などを促進する法律、閣議決定等続く
- 2017年5月 改正個情法、改正行個法施行
→総務省、改正行個法に合わせた条例改正を自治体に迫る
自治体は、匿名加工情報など利活用拡大のための改正には消極的
- 2018年5月 GDPR（EUの一般データ保護規則）施行

2 2021年改正の経緯

- 2019年12月 個情委「個人情報保護法 3年ごと見直し制度改正大綱」
- 2020年 個人情報保護法改正
これに並行して、次の改正課題として、「2000個問題」対応
→個人情報保護条例に共通ルールを
(2019.12～20.7) 地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会 →まとまらず
(2019.12～) 内閣官房タスクフォース
→(2020.3～) 個人情報保護制度の見直しに関する検討会
地方自治体の抵抗強く、調整に苦慮か ところが・・・
- 2020年9月 菅内閣誕生 「デジタル庁」が目玉政策に
情報の利活用のために支障となる個人情報保護条例の画一化、保護緩和へ
- 2020年12月 「最終報告」
- 2021年2月 デジタル改革関連法案を上程（その一部であるデジタル社会形成整備法のさらに一部として個人情報保護法の2段階の改正制度の見直しを含む）
→わかりにくい法案、国会の議論不十分
平井デジタル大臣答弁「個人情報保護条例はリセットする」
- 2021年5月 デジタル改革関連法成立
- 2021年6月 個人情報保護委員会、「規律の考え方」を提示、自治体への周知進める
- 2021年12月 ガイドライン案についての意見募集？

3 改正法の施行時期 資料2 11頁 11/13

2020年改正法 (個人情報(民間に適用)の改正)	2022年4月1日施行
2021年改正法(50条) (個人情報と行個法を合体)	2022年4月1日施行
2021年改正法(51条) (合体させた個人情報の行政機関の部分を地方自治体に適用)	2023年4月?施行

第2 2021年改正(51条関係)の内容と国の解釈

1 個人情報保護法見直しの全体像 資料1 5/13

2 国の解釈運用方針 「規律の考え方」(資料2)から

(1) 定義について 資料2「1」 3頁 7/13

統一する 例えば 「個人情報」の定義

死者の情報は含まないことに(資料2「6」 8頁) 10/13

定義の統一は必要かもしれないが、問題は残る

(2) 個人情報ファイル簿 資料2「3」 5頁 8/13

国の仕組みを義務付け

従来、地方自治体が採用してきた「個人情報取扱事務登録簿」で代えることは認めないが、両方実施することは認める→実際には「登録簿」の否定

(3) 開示、訂正、利用停止関係 資料2「4」 6頁 9/13

この関係ではマイナス面は少ない(開示請求が訂正請求等の前提とされるのは問題)

行政機関で認められなかった任意代理人による開示等請求が認められることに

(改正法50条による改正が51条により自治体にも適用、ただし自治体が独自の判断で慎重に代理請求の範囲を広げてきたことは否定される)

(4) 行政機関等匿名加工情報 資料2「5」 7頁 9/3

ついに地方自治体についても法律により義務付けられることに

当面は都道府県及び指定都市について リスク大、自治体は技術的にも対応できるか

(5) 地方議会についての個人情報保護条例 資料2「6」 8頁 10/13

国は関知しないというが地方議会に独自の立法能力などなく、どうなるのか

(6) 条例要配慮個人情報 資料2「6」 8頁 10/13

要配慮個人情報の範囲については条例により拡大できる

しかし、要配慮個人情報について、取得や提供についての制限を設けることは許さない

→要配慮個人情報の規定を置く意味がなくなるのでは、民間事業者は規制している

(7) オンライン結合制限 資料2「6」 8頁 10/13

デジタル化推進に反するので、制限することは許されないという考え方

→状況は違って来たとはいっても、むしろデジタル社会だからこそ必要では

(8) 審議会への諮問 資料2「6」 8頁 10/13

審議会の性格が変化、諮問事項は限定的に

個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に諮問すること（これまでの最も重要な役割、条例の基本的構造）を認めない

個人情報取扱の政策決定における、住民参加、透明性の否定

3 問題点のまとめ 日弁連意見書参照

個人情報保護の後退

地方自治・条例制定権の否定

個人情報保護委員会の変質 監督機関から執行機関に近づく

第3 地方自治体の対応

1 神奈川県動き

2 その他の自治体

3 住民は何をすべきか

国のスケジュールを念頭に

(参考)

・犬塚克（横浜市市民局市民情報室長）「一自治体の現場から見た改正個人情報保護法の課題」（自治実務セミナー2021年9月号）は改正法に批判的

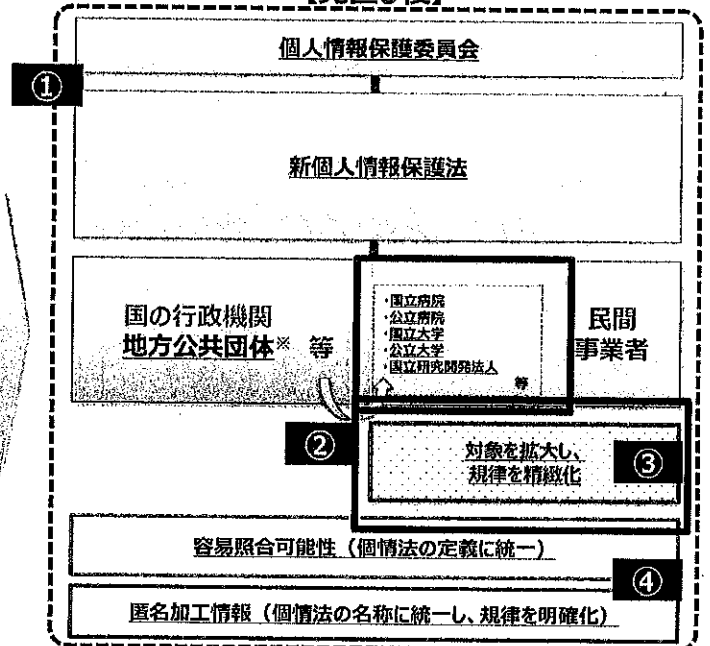
・神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の最近の議事録、審議資料（県のウェブサイトで公表）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】

所管	総務省		個人情報保護委員会	各地方公共団体
法令	行政機関個人情報保護法	独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	個人情報保護条例
対象	国の行政機関	独立行政法人等	民間事業者	地方公共団体等
学術研究			適用除外	
個人情報の定義等	照合可能性 非識別加工情報		容易照合可能性 匿名加工情報	団体により異なる 規定なし（一部団体を除く）

【見直し後】



* 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

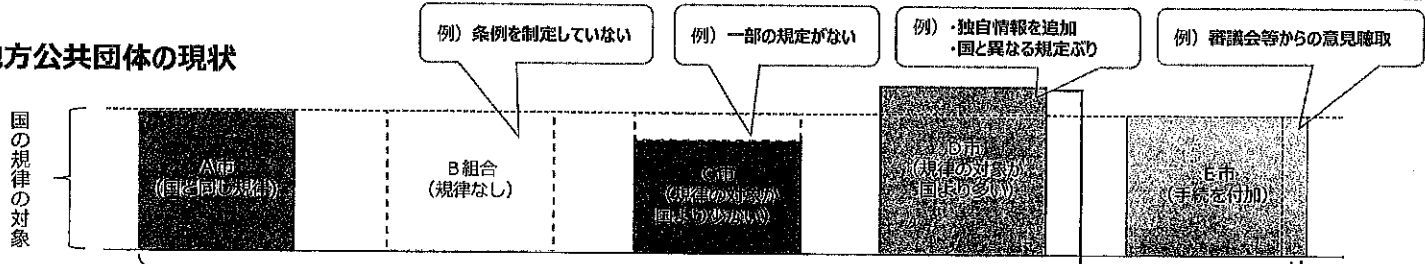
<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 ※ いわゆる「2000個問題」
 ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障とならうこと
 ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
 ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

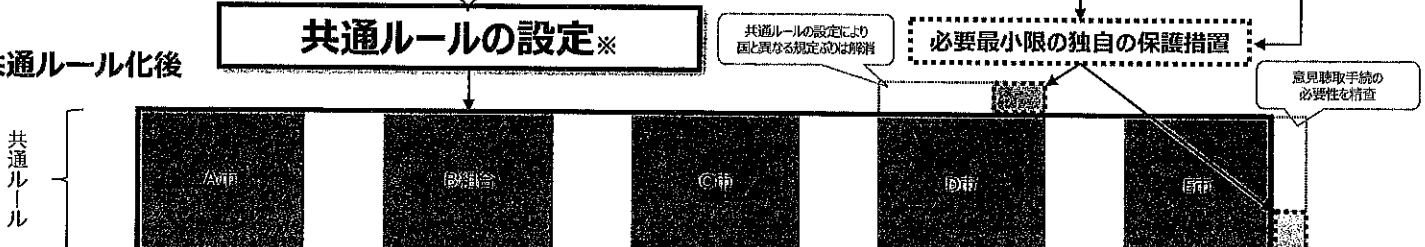
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
 例) ・条例要配慮個人情報として保護する情報を規定
 ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。
 ※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等） における個人情報保護の規律の考え方 （令和3年個人情報保護法改正関係）

令和3年6月



chrome-extension://oemmnadbldboiebfnladdacbdm/adm/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf

1/12

2021/12/13 12:12

公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）-個人情報保護委員会--210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf

趣旨

- 令和3年5月19日に公布されたデジタル社会形成整備法（以下、令和3年改正法）による個人情報保護法の改正により、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人についてそれぞれ分かれていた規律を、個人情報保護法に一覧的に規定し、かつ、個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈運用することとなった。
 - 個人情報保護委員会としては、公的部門に対する規定の解釈等について、今後、ガイドライン等を通じて示すこととなるが、令和3年改正法の施行期日は、国の行政機関・独立行政法人等については、法の公布の日（令和3年5月19日）から1年以内で政令で定める日から、地方公共団体・地方独立行政法人については、法の公布の日（令和3年5月19日）から2年以内で政令で定める日から施行されるなど、段階的な施行が予定されており、ガイドライン等も段階的に、策定・改訂することが予定される。
 - このため、予め現時点において、公的部門全体を通じた規定の解釈等の概略を示すことで、国の行政機関等、地方公共団体等の関係者の施行に向けた着実な対応を促す。また、これを契機とした関係者との対話を通じて、委員会として解釈等を示すことが有用な論点等を把握し、今後のガイドライン等の策定に活かすこととする。
- 本資料の記載の内容については、今後の検討を進めていくなかで、最終的なガイドライン等の記載事項との差異が生じる可能性がある。
 - なお、令和3年改正法による改正後の個人情報保護法における公的部門に対する規律は、多くの規定において、国の行政機関等と地方公共団体等に共通している。本資料の記述も、特に記載のない限り、両方に共通するものとして提示する。

I. 公的部門における個人情報保護の規律

- 本資料において条文番号は、令和5年春施行予定のデジタル社会形成整備法第51条による改正後のもの。
 - ※ デジタル社会形成整備法第50条による改正（令和4年春施行予定）
民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等について個人情報保護法が適用。
 - ※ デジタル社会形成整備法第51条による改正（令和5年春施行予定）
（民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等に加え、）地方公共団体についても個人情報保護法が適用。
- また、本資料において「令和2年改正法」とは、令和2年6月12日に公布された個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年第44号）をいう。

chrome-extension://oemmnndcbldboiebfniaddacbdmfmadadm/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf

3/12

2021/12/13 12:12

公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）-個人情報保護委員会--210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf

1. 定義関係

- 「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」及び「個人関連情報」の用語の定義については、公的部門に適用される部分も含め、令和2年改正後の個人情報保護法の解釈運用を踏襲する形で統一する。
- 「個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定める」という令和3年改正法の目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において独自の定義が定められている「個人情報」や「要配慮個人情報」などの用語については、令和2年改正後の個人情報保護法で定める定義に統一することとし、条例で独自の定義を置くことは許容されない。
 - ※新たに設けられた「条例要配慮個人情報」の用語については、6. を参照のこと。
- 上記のほか、「行政機関」、「行政機関の長」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」、「行政機関等匿名加工情報」及び「行政機関等匿名加工情報ファイル」の用語の定義については、現行の行政機関個人情報保護法の相当する用語の解釈運用を踏襲する。

2. 行政機関等における個人情報等の取扱い関係

- 改正後の個人情報保護法第5章第2節に規定する行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する方向で、今後、ガイドライン等を整備する。
 - ・ 個人情報の保有の制限等（法第61条）
 - 利用目的の特定
 - 保有の制限
 - 利用目的の変更
 - ・ 利用目的の明示（法第62条）
 - ・ 正確性の確保（法第65条）
 - ・ 利用及び提供の制限（法第69条）
- 行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法には相当する規定が存在しないものであるため、令和2年改正法に関するガイドライン等との整合性も考慮しながら、今後、規則・ガイドライン等を整備する。
 - ・ 不適正な利用の禁止（法第63条）
 - ・ 適正な取得（法第64条）
 - ・ 漏えい等の報告等（法第68条）；委員会への報告義務、本人への通知義務
 - ・ 外国にある第三者への提供の制限（法第71条）
 - ・ 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第72条）
 - ・ 仮名加工情報の取扱いに係る義務（法第73条）
- また、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定に比較して、規律の充実が図られたものであり、今後、令和3年改正法の趣旨も踏まえながら、政令・規則・ガイドライン等を整備する。
 - ・ 安全管理措置（法第66条）
 - ・ 従事者の義務（法第67条）
 - ・ 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第70条）

4

chrome-extension://oemmnndcbldbolebfnldadcbdfmadadm/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf

5/12

2021/12/13 12:12

公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）-個人情報保護委員会--210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf

3. 個人情報ファイル関係

- 国の行政機関に関しては、改正後の個人情報保護法第5章第3節に規定する個人情報ファイルに関する規律のうち、次のものについて、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する。
 - ・ 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（法第74条）
 - ・ 個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条）
- また、独立行政法人等（規律移行法人※を含む。）に関しては、個人情報ファイルに関する規律のうち、次のものについて、現行の独立行政法人等個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する。
 - ・ 個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条）
- 一方で、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）に関しては、個人情報ファイルの保有等に係る事前通知に関する規律の適用は無いものの、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規律について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲した上で適用する。
- なお、現状、地方公共団体の条例に基づき運用されている「個人情報取扱事務登録簿」に関する運用については、令和3年改正法の施行後も、各地方公共団体が条例で定めを置くことにより、同様の運用を継続することができる。（法第75条第5項）

※「規律移行法人」については、7. を参照のこと。

5

4. 開示、訂正及び利用停止関係

- 国の行政機関及び独立行政法人等（規律移行法人※を含む。）に関しては、改正後の個人情報保護法においても、開示、訂正及び利用停止に関する規律（法第5章第4節）について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を基本的に踏襲する。

※ ただし、現行の行政機関個人情報保護法においては本人又は法定代理人にしか開示等請求を行うことが認められていなかったところ、令和3年改正法により任意代理人による開示等請求が認められるようになる。

- 一方で、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）に関しても、国の行政機関及び独立行政法人等と同様の規律が原則として適用されることになるが、地方公共団体毎に定められている情報公開条例との整合性を確保するため、非開示情報、開示等手続細則及び審査請求手続については、法律の範囲内で独自規定を条例で定めることができる。

※「規律移行法人」については、7. を参照のこと。

【条例と開示等手続きとの関係】

- 条例において定めることが許容される開示等関連の規定の例
 - ◆ 情報公開条例の規定と同様の非開示情報を追加すること
 - ◆ 法で定める開示決定等の期限を短縮すること（法は原則として請求から30日以内と規定。）
 - ◆ 手数料を無料又は従量制とすること
 - ※ 口頭開示について、許容されるとすればどのような場合・範囲で可能かについて今後整理予定。
- 条例において定めることが許容されない開示等関連の規定の例
 - ◆ 情報公開条例との整合確保と無関係な非開示情報を追加すること
 - ◆ 法で定める開示決定等の期限を延長すること

6

5. 行政機関等匿名加工情報関係

- 国の行政機関及び独立行政法人等（規律移行法人※を含む。）に関しては、改正後の個人情報保護法においても、行政機関等匿名加工情報に関する規律（法第5章第5節）について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する。

- 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）に関しても、国の行政機関及び独立行政法人等と同様の規律が適用されることになるが、改正後の附則第7条の規定により、当分の間は都道府県及び指定都市のみに提案募集を義務付けることとする。

※「規律移行法人」については、7. を参照のこと。

7

6. 地方公共団体の機関・地方独立行政法人関係

- 地方公共団体からの質問・意見の多い事項については、地方公共団体における施行準備作業に資するべく、ガイドライン等の成案を提示する前においても必要な情報提供を行う。

【これまでに地方公共団体から問合せを受けた事項についての考え方】

- 死者に関する情報の扱い
 - ・ 令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において見られるような死者に関する情報を条例により個人情報に含めて規律することは、改正後の個人情報保護法の下では許容されない。
- 地方議会の扱い
 - ・ 地方公共団体の議会は、基本的に地方公共団体の機関の対象から除外され、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされておらず、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待される。
- 条例要配慮個人情報
 - ・ 法第60条第5項の規定に基づき、地方公共団体は、地域特性に応じて「条例要配慮個人情報」に関する定めを条例に設けることができるが、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、法の規律を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は、許容されない。
- オンライン結合制限
 - ・ 改正後の個人情報保護法においては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特例を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。
- 審議会への諮問
 - ・ 改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要である」場合に限り、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない。

7. 規律移行法人関係

- 国の機関である国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等（※）における個人情報の取扱い及び独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営に係る個人情報の取扱いについては、民間部門の規律が適用される。
 - ※ 国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等とは、法別表第2に掲げる次の法人等をいう。
 - ・ 沖縄科学技術大学院大学学園
 - ・ 国立研究開発法人
 - ・ 国立大学法人
 - ・ 大学共同利用機関法人
 - ・ 独立行政法人国立病院機構
 - ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構
 - ・ 放送大学学園
- 他方、政府の一部を構成する独立行政法人等としての特性を踏まえ、開示請求等に係る制度、行政機関等匿名加工情報の提供等については、現行の取扱いを維持し、公的部門における規律（法第60条、第75条、第5章第4節、第5節、第124条第2項、第127条及び第6章から第8章まで（第176条、第180条及び第181条を除く。））が適用される。
- 地方公共団体の機関における病院、診療所及び大学の運営や、学術研究及び医療事業を行う地方独立行政法人についても、国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等と同様、原則として民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される一方で、開示請求等に係る制度及び行政機関等匿名加工情報の提供については、公的部門における規律が適用される。
- なお、法第66条第2項第3号及び第4号の規定により、民間部門の個人情報の取扱いに係る規律が適用される独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が、法令に基づき行う業務であって政令で定めるものを行う場合は、（民間部門ではなく）公的部門における安全管理措置義務が適用される。
- また、上記の政令で定める業務に従事している者又は従事していた者については、行政機関等の職員等と同様、法第176条及び第180条の罰則の対象となる。

II. 今後の予定

chrome-extension://oemmnrcbldboiebfnladdacbdmfmadadm/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf

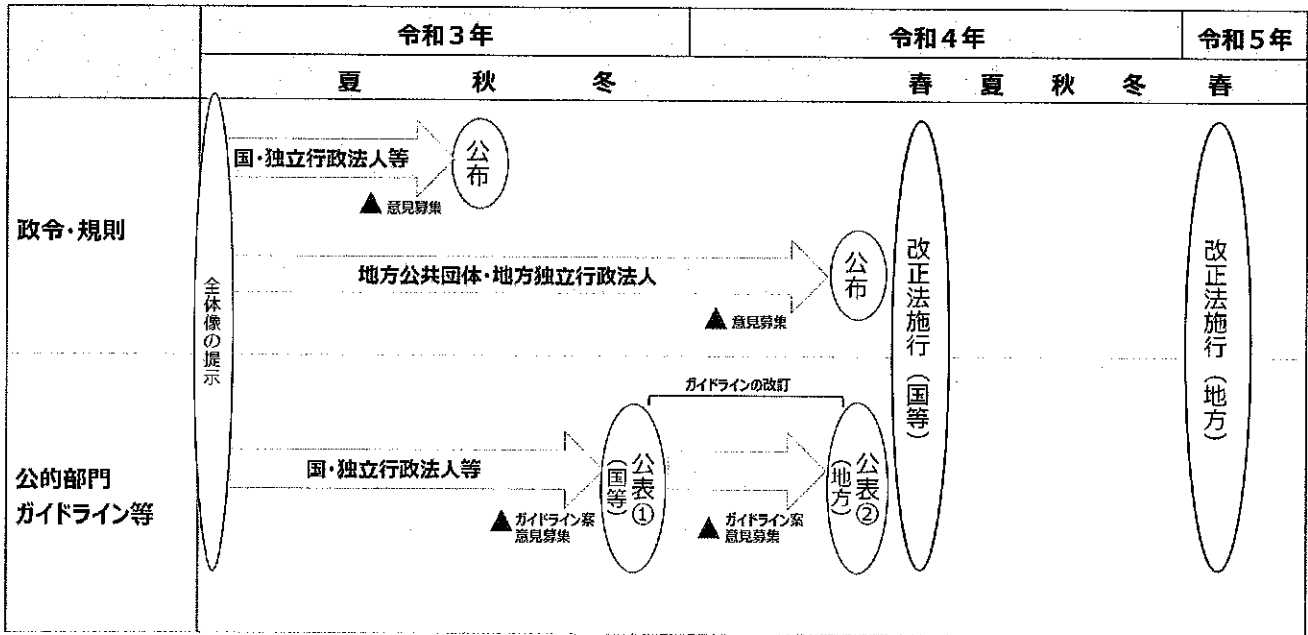
11/12

2021/12/13 12:12

公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）-個人情報保護委員会--210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf

令和3年改正法の施行に関する公的部門ガイドライン等の策定スケジュール

■ I. で示した方針の下、下記のスケジュールで政令・規則、ガイドライン等を整備する。



※ 施行準備スケジュールのうち、本資料に特に関係する部分のみ記載
 ※ 上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。

内閣官房個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース「最終報告」の要点

- ① 「地方公共団体の条例による規律とその課題」として、「上記のような課題を解決するためには、全ての地方公共団体等に適用される全国的な共通ルールを法律で規定することが効果的であり、適当である。」（「最終報告」33頁）。
- ② 「地方公共団体においては、住民と直接的に関わる施策を実施することが多く、これに伴い必然的に大量かつ多様な個人情報を保有することになることから、個人の権利利益の保護のため、各地方公共団体が独自に条例によるルール化を図り、必要な保護措置を講じてきた経緯がある。法制化後も地方公共団体等が地域の課題に対処するため、国による対応を待つことなく独自の施策を展開することは依然として求められるものであり、これに伴い保有する個人情報について、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を講じることについては、否定されるべきものではない」（「最終報告」34頁）。
- ③ （審議会について）

「法制化後は、法律による共通ルールについて国がガイドライン等を示し、地方公共団体等はこれに基づきあらかじめ定型的な事例について運用ルールを決めておくことにより、個別の個人情報の取扱いの判断に際して審議会等に意見を聴く必要性は大きく減少するものと考えられる。」「他方、条例で審議会等の役割として個人情報保護制度の運用についての調査審議やその在り方についての意見具申の役割を規定している例も多く見られるが、このような役割は今後も求められるものであり、今後、審議会等の役割は、上記のような個別の個人情報の取扱いの判断に際して諮問を受けるものから、定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含めた地方公共団体等における個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議に重点が移行していくことになるものと考えられる。」としている（「最終報告」40から41頁）
- ④ 「独自の保護措置を条例で規定しようとする地方公共団体は、個人情報保護委員会に対し、その内容を事前に確認し、情報の提供、助言等の必要な支援を求めることができることとすることが適当である。」とした上で、地方公共団体がそのような条例を定めた場合には個人情報保護委員会に届出をし、これを受けて個人情報保護委員会は必要に応じ、「助言等の適切な監視を行うことが適切である」（「最終報告」41頁）

衆議院内閣委員会の附帯決議から（参議院内閣委員会も同趣旨の附帯決議あり）

「地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。」

改正法の条文から

- ① 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適切な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。（5条）
- ② 「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、（略）個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要なときに審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」（129条）
- ③ 「地方公共団体は（略）個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。」「委員会は前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。」（166条）
- ④ 「地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、（中略）その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。」（167条1項）